

2021年7月6日

台湾 經濟部智慧財産局 御中

一般社団法人日本知的財産協会
副理事長 松本 宗久

「専利法部分条文修正草案」第2稿に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業972社を含む、1346社（2021年6月30日時点）を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「専利法部分条文修正草案」第2稿について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願ひ申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：「専利法部分条文修正草案」第2稿に対する意見

一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 志村 勇
連絡担当：古谷 真帆
TEL：81-3-5205-3433
FAX：81-3-5205-3391
Email：furuya@jipa.or.jp

添付資料

「専利法部分条文修正草案」第2稿に対する意見

・ 専利法第34条第2項

第2稿における第34条第2項によると、原出願における「複審」の拒絶審決前まで、分割出願をすることが認められています。これにより、現行制度において「再審査」で拒絶査定前まで分割出願をすることが認められていることと比べて、出願人としては同程度の手続的柔軟性が確保され、好ましいと考えます。

意見案をご考慮いただき、ありがとうございました。

以上